

<h1 style="margin: 0;">道路占用 許可申請 協議書</h1>	新規 更新 変更 平成 年 月 日 平成 年 月 日
道路管理者 西東京市 代表者 西東京市長	住所 申請者 氏名 印
道路法 第32条 第35条	の規定により 許可を申請 協議 します。 担当者 TEL

占用の目的				
占用の場所	路線名	西東京市道	号線	車道 ・ 歩道 ・ その他
	場所	西東京市	丁目	番号
占用物件	名称	規模	数量	
占用の期間	平成 年 月 日 から	占用物件の構造		
	平成 年 月 日 まで			
工事の期間	平成 年 月 日 から	工事实施の方法		
	平成 年 月 日 まで			
道路の復旧方法	自費復旧	添付書類	案内図・平面図・断面図・構造図 2部 その他 ()	

記載要領

1. 許可申請、第32条、第35条 及び 許可を申請 については、該当するものを○で囲むこと。
2. 新規 更新 変更 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
3. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
4. 申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
5. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものに○で囲むこと。
6. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。
7. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

上記の申請については、別添の条件を附して許可する。						許可番号	西都道占第	号
部長	課長	係長	主査	主任	係員	文書取扱主	許可日	平成 年 月 日
							許可期限	平成 年 月 日
							起案	平成 年 月 日
根拠法規	法第 条 第 項 第 号、施行令第 7条 第 号、占用許可基準 () 該当							
占用料	減免 有・無						掘削規制	有・無
計算	_____ 円						競合	有・無
備考							受 付 欄	

道路占用	許可申請 協 議 書			新規	更新	変更	第 平成 年 月 日		
								平成 年 月 日	
申請者				住所 氏名					
				担当者 TEL					
占用の目的									
占用の場所		路線名		西東京市道		号線		車道 ・ 歩道 ・ その他	
		場所		西東京市		丁目		番号	
占用物件		名 称		規 模		数 量			
占用の期間		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで			占用物件 の 構造				
工事の期間		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで			工事实施 の 方法				
道路の 復旧方法		自費復旧			添付書類		案内図・平面図・断面図・構造図 2部 その他（ ）		
		型							

西都道占 第 号
<h2 style="margin: 0;">道路占用許可書</h2>
<p>平成 年 月 日付けで申請のあった道路占用（許可申請内容）については、 道路法第32条第1項の規定により、下記のとおり許可します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 道路管理者 西東京市 代表者 西東京市長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 占用の目的、占用の場所、占用物件、道路の復旧方法、占用物件の構造、 工事の実施方法は、上記のとおり。 2 占用の期間 平成 年 月 日 から平成 年 月 日 まで 3 工事の期間 平成 年 月 日 から平成 年 月 日 まで 4 占用料金 円 (年度分。別途発行する納入通知書により納入のこと。) 年度以降の占用料金は、毎年度決定し通知します。 5 条 件 裏面記載のとおり

許 可 条 件

- 1 道路掘削の際は、カッターを使用し、掘削跡は砂で埋戻し、掘削復旧構造図（ ）に従い、占用者の負担で復旧すること。
- 2 中級・高級舗装の道路横断部については、幅2.0mで復旧すること。
- 3 復旧跡の瑕疵（かし）補償期間は、しゅん工のときから1年間とする。ただし、補償期間満了後といえども工事不良に基づくものと明らかに判定できるものについては、直ちに補修又は再施工をすること。
- 4 この占用により通行人への被害を及ぼさないよう十分な防護措置を講ずること。
- 5 工事の際は、交通整理員を置き、歩行者の安全を確保し、付近の見やすい箇所に工事掲示板を掲出すること。
- 6 その他（別紙がある場合には別紙条件に従うこと）

上記のほか、道路法、道路法施行令、その他関係法令に従うこと。

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として（訴訟において西東京市を代表する者は西東京市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。